

港区MINATOフラッグ交付兼更新申込書

令和 6 年 ● 月 ●● 日

（宛先）港区長

（申込者） 〒 105-8581
店 舗 所 在 地 港区芝公園1-5-25
 ●●ビル5階

よ み が な
店 舗 名 称 ●●居酒屋 しばこうえんでん
 芝公園店
（公表する正式名称）

代表者職・氏名 ●●株式会社 ●●事業部
 芝公園店店長 港 太郎
（自署願います。）

港区MINATOフラッグ制度実施要綱第4条の規定に基づき、夜の観光振興並びに区民及び来訪者が安全で安心できる環境の確保を両立させることを目指すため、下記のとおり区の実施に賛同及び協力の意向を表明し、MINATOフラッグの交付（更新）を申し込みます。

記

1 賛同及び協力の意向を表明する内容

- (1) 客引きを利用した営業は行いません。
- (2) 暴力団と交際せず、暴力団を利用しません。
- (3) 看板等を設置する際は、通行の妨げとならないよう配慮します。
- (4) ごみ出しのルールを守ります。
- (5) 法令等を遵守するとともに、近隣の迷惑となる行為は行いません。
- (6) パトロール等、地域の安全・安心に関する取組に参加し、協力します。
- (7) 夜のまちの健全なにぎわいに向けた区や地域の取組に協力します。

2 店舗の情報

業 種	飲食業（居酒屋）		
営業時間	(月～木曜) 午後5時～午後11時 (金・土曜) 午後5時～午前1時 (日曜) 定休日		
電話番号	03-●●●●-●●●●	FAX番号	03-●●●●-●●●●
メールアドレス	●●●●@●●.●●.jp		
※ 店舗の所在地、名称及び業種については、港区ホームページ上で公表させていただきます。 追加で公表が可能な情報について、以下の情報にレ点を記入してください。			
☒ 営業時間 ☒ 電話番号 ☐ FAX番号 ☐ メールアドレス			

※ 以下のいずれかに該当すると認めたときは、MINATOフラッグの返還を求められます。
なお、MINATOフラッグの返還を求めたときは、以下のいずれかに該当すると認めた日から6か月間、新たにMINATOフラッグの交付は受けられません。

- 本申込みにおいて偽りその他不正の手段によりMINATOフラッグの交付を受けたとき。
- 上記で表明した賛同及び協力の意向の内容に反する行為をしたとき。
- その他フラッグ事業者として社会通念上ふさわしくないと判断される行為があったとき。

担当者	新規 ・ 更新（ 回目）
記入欄	